

資料 7-1 行政区別認定数

(平成27年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	582	245	191	27	119	東淀川	1,032	479	331	46	176
都島	814	333	298	26	157	東成	662	199	317	26	120
福島	889	283	457	18	131	生野	2,537	899	1,195	100	343
此花	3,304	1,614	1,204	53	433	旭	953	392	359	49	153
中央	434	141	189	16	88	城東	3,356	1,416	1,169	111	660
西	763	441	193	17	112	鶴見	1,238	494	374	49	321
港	1,846	857	690	30	269	阿倍野	621	207	269	29	116
大正	2,212	1,125	696	51	340	住之江	1,579	669	559	50	301
天王寺	357	159	121	17	60	住吉	1,185	485	463	44	193
浪速	831	299	399	29	104	東住吉	1,251	478	533	38	202
西淀川	7,037	3,496	2,595	138	808	平野	1,575	663	555	55	302
淀川	1,830	817	633	69	311	西成	2,935	824	1,604	70	437
						総計	39,823	17,015	15,394	1,158	6,256

資料 7-2 認定疾病別内訳

(平成27年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	983	5,133	0	140	6,256

資料 7-3 障害等級別内訳

(平成27年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	4	461	3,997	1,638	156	6,256

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料 7-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,100円(通院日数4日以上14日以内)～36,200円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 220,500円 ～ 356,800円 女子 170,000円 ～ 220,300円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(45,600円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 193,000円 ～312,200円 女子 148,600円 ～192,800円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 322,500円 ～ 645,000円

(注) 表中の支給金額は、平成27年4月1日現在